

鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、情報システムの構築、改修に係る契約で契約違反が生じた場合、他の同種の調達への参加を制限し、もって、情報システムの構築、改修に係る契約遵守の徹底を図り、情報システムの構築、改修の調達の安定性及び確実性を確保するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格業者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定めた鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号庁内各課長、各出納機関の長あて総務部長、出納長通知）第5条第1項の規定により、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。

(2) 参加制限措置

有資格業者が、一定の要件に該当するため、情報システムの構築、改修に係る受注をするのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めて、入札等に参加制限する措置をいう。

(3) 情報システム

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号。以下「情報システム事務処理規程」という。）第2条第1号に定める情報システムをいう。

(4) 情報システムの構築、改修

情報システム処理規程第3条第1項に定める情報システムの整備を行う場合における、構築又は改修業務をいう。

(5) 所属長

情報システム処理規程第2条第4号に定める所属長をいう。

(参加制限措置)

第3条 知事は、有資格業者が別表に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について情報システムの構築、改修に係る調達への参加の制限を行うものとする。

(参加制限措置の期間の特例)

第4条 有資格業者が別表の措置要件に係る参加制限措置の期間の満了後1か年を経過するまでの間（参加制限措置の期間中を含む。）に、別表の措置要件に該当することとなった場合における参加制限措置の期間の短期は、それぞれ別表の期間欄の各号に定める短期の2倍（当初の参加制限措置の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

2 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による参加制限措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加制限措置の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

3 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表の規定による長期を超える参加制限措置の期間を定める必要があるときは、参加制限措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

4 知事は、参加制限措置の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表の期間欄の各号及び前各項に定める期間の範囲内で参加制限措置の期間を変更することができる。

5 知事は、参加制限措置の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないこと

が明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について参加制限措置を解除するものとする。

(契約違反等の報告)

第5条 所属長は、情報システムの構築、改修に関し、専ら受注者の責めによる契約違反が生じたときは、速やかに情報システムの構築、改修に係る契約違反等報告書（様式第1号）により、総務部長に報告しなければならない。

2 前項の報告に伴う事案について、やむを得ず、契約変更により納期等の契約条件を変更して、引き続き契約を履行させた場合は、速やかに総務部長に情報システムの構築、改修に係る契約違反を原因とした契約変更報告書（様式第2号）により、総務部長に報告しなければならない。

3 前項の契約変更を行う場合、所属長は、あらかじめ、本要綱による情報システムの構築、改修に係る参加制限措置が行われる場合があることを、契約の相手方である有資格業者に伝えなければならない。

(事情聴取)

第6条 総務部長は、前条第1項に規定する報告があった場合、必要があると認めたときは、契約違反を行った有資格業者及びその関係者から、事情聴取をすることができる。

(参加制限の決定)

第7条 知事は、参加制限措置をしようとするときは、鳥取県情報システム構築等の契約に係る契約違反事業者受注参加審査会（以下「審査会」という。）の意見を徴し、決定することができる。参加制限措置の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する審査会についての詳細は、別途総務部長が定める。

(参加制限の通知等)

第8条 知事は、前条の規定による参加制限措置の適用の決定をしたときは、情報システムの構築、改修に係る参加制限措置通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し通知するとともに、各部（局）の長に様式第4号により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、第5条第2項による変更契約締結が確認された日から、原則として3週間以内に行うものとする。

(随意契約の禁止)

第9条 情報システムの構築・改修の発注者は、次条に規定する場合を除き、参加制限措置の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(参加制限措置期間中の契約の特例)

第10条 参加制限措置の期間中であっても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第8号に該当する場合であって、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合は、随意契約の相手方とすることができるものとする。

2 前項の規定によらない場合において、参加制限措置の期間中の有資格業者に発注しなければならない時は、参加制限措置の期間中であっても契約の相手方とする特例措置を行うことができるものとする。この場合、特例措置を行おうとする所属長は、情報システムの構築、改修に係る参加制限措置特例承認願（様式第5号）を総務部長に提出し知事の承認を得るものとし、知事は特例措置を行った場合は、承認願の提出のあった所属長にその旨を通知するものとする。

(参加制限措置の期間の繰越適用)

第11条 参加制限の期間が、当該年度の指名競争入札参加資格の有効期間を超えるときは、当該超える期間を翌年度以降の指名競争入札参加資格の有効期間に引き続き適用するものとする。

(参加制限措置の不遡及)

第12条 参加制限措置を行う際、現に当該参加制限措置に係る有資格業者と締結している契約については、この要綱の規定は適用されないものとする。

(参加制限措置に至らない事由に関する措置)

第13条 知事は、参加制限措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、参加制限措置の対象となる調達は、施行日の14日後から発注を行う情報システムの構築、改修に係るものとする。

別表

措置要件	期間								
<p>情報システムの構築、改修に当たり、専ら受注者たる有資格業者の責めによる事由で契約に違反し、情報システムの構築、改修の契約の相手方として不相当であると認められる場合において、やむを得ず、契約変更により納期等の契約条件を変更して、引き続き契約を履行させる場合であるとき。</p>	<p>1 納期の遅延の場合</p> <p>当該認定をした日から、次の表の参加制限措置内容欄の期間</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 591 1043 633">遅延日数等</th> <th data-bbox="1043 591 1401 633">参加制限措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 633 1043 676">30日以下</td> <td data-bbox="1043 633 1401 676">2週間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 676 1043 712">31日以上</td> <td data-bbox="1043 676 1401 712">1か月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 712 1043 781">故意又は重過失の場合</td> <td data-bbox="1043 712 1401 781">3～4か月</td> </tr> </tbody> </table>	遅延日数等	参加制限措置内容	30日以下	2週間	31日以上	1か月	故意又は重過失の場合	3～4か月
	遅延日数等	参加制限措置内容							
	30日以下	2週間							
	31日以上	1か月							
故意又は重過失の場合	3～4か月								
<p>2 その他の場合</p> <p>当該認定をした日から、2週間以上4か月以内</p>									